

【日本政府への提言】

東日本大地震に関連する被災者・周辺住民の権利保護のために

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

3月11日に発生した東日本大地震と津波は甚大な被害をもたらし、多くの貴重な命が奪われました。さらに福島原子力発電所の事故により広範な地域の住民が深刻な影響を受けています。被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご遺族の皆様に対し、心よりお悔やみを申し上げます。

私たちは日本政府に対し、今回の震災後の事態に対処するにあたり、すべての被災者の方々に対し、救助・避難・復旧・復興のすべての過程で、憲法、災害関連法、国際人権法に基づく最も基本的な権利が保障されるよう、以下のとおり要請します。

1 地震・津波の被災者の方々の人権保障について

1) 一般原則

すべての被災者の方々は、憲法、国内法、および日本が批准した国際人権条約（自由権規約、社会権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、拷問禁止条約、人種差別撤廃条約）等による人権の保障を受け、その保障には、生命に対する権利、居住、食糧、安全な水、衛生、健康(医療ケア)等の社会的経済的権利、プライバシー権等の市民的権利等が含まれます。国は、これら権利を性別、国籍、民族、障がいの有無、被災・避難地域等によるいかなる差別もなくすべての被災者に保障する主要な責務を負う立場にあります。

【国際法上の原則】 自然災害・人災により常居所から離れることを余儀なくされた人とその集団は、国際法上、「国内避難民」として保護される。避難民の保護と権利については、国連人権委員会が採択した「国内避難民に関する指導原則」¹が国際基準となっている。その第一原則は、避難民が一般市民と差別されることなく、国際法上、国内法上のすべての人権が全面的に保障されるとし、第三原則は、当該国の政府が避難民の保護と支援の主要な責任を負うと定める。

2) 生命・衣食住、医療に関する権利の現状と課題

現在、各地で政府、自治体、民間機関による懸命な援助活動が続けられるなか、支援や配慮が改善している避難所の例が報告され、また、様々な特例措置等の制度が設けられ、広報されています。しかし、いまだ十分な水準の支援が受けられない避難所の例、障がいや病気等様々な理由から避難所に行くことが事実上困難なため、自宅や病院その他避難所以外で日々を過ごしている人々の存在、そしてこうした人々の多くに必要な支援が行き渡っていない現状が報告されています。さらに災害に最も影

¹ “Guiding principles on Internally displaced” E/CN.4/1998/53/Add.2, 1998年国連人権委員会採択

響を受ける脆弱な人々、特に女性、子ども(とりわけ、親に伴われていない子)、障がい者、高齢者、病者、外国人、ひとり親世帯等への支援・配慮が十分になされていない事例も報告されています。

生命に対する権利、居住、食糧、水、衛生、医療等の社会的経済的権利は、被災者の生存に必要な基盤をなす最も基本的な権利として、保障される必要があります。

そして災害救助法 23 条上も、国の委託を受けた地方自治体はすべての被災者に対し、以下の支援を提供する責務があり、さらに必要な現金支給もなすと規定されています。

1. 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与、2. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与、4. 医療及び助産、5. 災害にかかった者の救出、6. 災害にかかった住宅の応急修理、7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与、8. 学用品の給与、9. 埋葬、10. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

しかし、現実との間には未だ深刻なギャップがあることが報告されています。

HRN は、国に対し、避難所、そして自宅に居住するすべての被災者に対し、生命に対する権利、居住、食糧、安全な水、衛生、医療、健康の権利を保障するため、可能なすべての手段を使い、必要な措置を尽くすよう要請します。そのために、

- ・ 支援が行き届いていない孤立した被災所、避難者の実態を速やかに調査し、支援の必要な場所・人々を特定し、支援の体制を組むこと、特に病気、障がいその他の理由から事実上避難所に入れないでいる人々に対し、生存の基礎をなす支援を重視すること、

- ・ 災害に最も影響を受ける脆弱な人々、特に女性、子ども(とりわけ、親に伴われていない子)、障がい者、高齢者、病者、外国人、ひとり親世帯等への支援の状況を速やかに把握し、これらの人に対する生存の基礎をなす支援を重視すること、を要請します。さらに、

- ・ 現に最前線で支援活動を実施している地域自治体、地域住民組織、NGO、NPO との連携を強め、正確な情報伝達を促進し、その活動に支援・協力すること、

- ・ 大規模災害における救助・人道支援・被災者保護に経験と対応能力を有する国際援助機関や外国の各種機関の協力も求めること、を要請します。

【国内避難民に関する指導原則第 25】

「2 項 国際的な人道的組織およびその他の適切な主体は、国内避難民を支援するために役務の提供を申し出る権利を有する。そのような申出は(中略)誠実に検討されるものとする。」

「3 項 すべての関係当局は、人道的援助の自由な通行を許可しおよび容易にするものとし、人道的援助の提供に従事する者に対し、国内避難民への迅速なかつ妨げられることのない接触の機会を許可する。」国際的な人道的組織その他の組織の役務提供・接触が妨害されることなく確保されることを求めている。

3) 人権の尊重と特に脆弱な立場にある人々の保護

避難所で生活する方々を始めとする被災者の方々が、人としての尊厳を尊重され、人権を尊重されるよう格段の配慮が求められます。

避難所の設計においては、人々のプライバシーの権利を尊重し、平穏な生活を営めるよう最大限の配慮が求められ、**女性や高齢者等**がプライバシーを確保できる特別のスペースの確保、暴力や人権侵害に晒されないための安全確保、バリアフリー等、**障がい者・高齢者**にとって利用に障害・障壁のない施設の提供が求められます。

【国内避難民に関する指導原則】

第 1 原則「国内避難民は、十分平等に、自国において他の者が享受するものと同一の国際法および国内法上の権利及び自由を享受する。国内避難民は、国内避難民であることを理由として、いかなる権利および自由の享受においても差別されてはならない」(第 1 項)

第 11 原則「すべての人(国内避難民)は、尊厳ならびに身体的、精神的および道徳的に健全であることに対する権利を有する」(第 1 項)

第 17 原則「すべての人(国内避難民)は、自らの家族生活を尊重される権利を有する」(第 1 項)

次に、保護にあたっては、女性、子ども(とりわけ、親に伴われていない子)、障がい者、高齢者、病者、外国人、ひとり親世帯等最も脆弱な人々への特別の保護と配慮が欠かせません。

これらの点について、国連の援助機関からなる”Inter Agency Standing Committee”が 2008 年 6 月に採択した「自然災害に際する人の保護に関する対応ガイドライン」²は緊急災害時の支援にあたっての被災者保護の国際スタンダードを定め、本書添付資料 1 の各項目につき、詳細なガイドラインを提起しています。例えば、子ども、女性の保護に関しては、以下のようなガイドラインが定められています。

IASC ガイドライン 【子どもの保護】

IASC が子どもの保護として掲げる項目は、①子どもの最善の利益の確保、意見聴取と参加の保障、無差別、②支援物資とサービスへの子どものアクセスを確保すること、③避難所にいると否とに関わらず、子どもが災害後できる限り早く学校その他の教育課程に戻れるようにすること、④親を失った子どもの財産の権利保護を支援すること、⑤親に伴われていない子どもへの資金・物資・法的な支援を確保すること、⑥子どもが行方不明の親と再会できるよう支援すること等である。さらに、親を失った子に対する措置として、⑦コミュニティを基礎とする隣人・友人等による養子制度を活用し、その決定に当たり子どもの希望を尊重すること、⑧施設入所させるのは最後の手段とすること等を提起している。国際赤十字・ユニセフ等が発行した ”Inter Agency Guiding Principle on Unaccompanied and Separated Children” は、親から引き離された子どもの保護と将来の決定に関する指導原則をさらに詳細に定めている。³

² IASC Operational Guidelines on Protecting Persons in Situations of Natural Disasters
<http://www2.ohchr.org/english/issues/idp/docs/OperationalGuidelines.pdf>

³ Inter-agency Guiding Principles on UNACCOMPANIED and SEPARATED CHILDREN
http://www.unicef.org/violencestudy/pdf/IAG_UASCs.pdf

IASC ガイドライン【女性の保護】

IASC は、女性の保護として多くの勧告を出しているが、その中には、①女性に対する支援物資の確保と、妊産婦に対する食糧等援助への特別な配慮、②女性のニーズに基づく食糧以外の物資・サービスの確保、③避難所の安全確保と女性・子どもの安全な特別のスペースの確保、④性暴力の防止、性暴力被害者が相談しやすい救済システムの確立、性暴力の訴追、⑤女性に対する法的・心理的相談サービスの提供、⑥女性の医療・健康ケアの特別のニーズに配慮すること等がある。UNHCR の作成した「難民の女性の性暴力に対する防止と保護」⁴は、さらに避難している女性を暴力から保護するための注意事項を記載している。

各国での蓄積を踏まえたガイドラインは、今回の震災において直面する問題と共通しており、これを十分に考慮し、支援の現場で活用されるよう政府のイニシアティブを要請します。

4) 情報へのアクセスと民間の専門家の関与

物資等の供給や権利へのアクセスが十分になされるためには、情報への権利が欠かせません。災害救助法 23 条に基づく支援を受ける権利についても、被災者を支援する諸制度や法律についても情報提供を受けないまま、放置され、多大な不安を抱えている被災者は少なくありません。すべての被災者に対し、その権利に関する情報提供を徹底し、権利行使を十分に可能にすることが求められます。

情報が十分に伝えられない可能性のある、親と引き離された子ども、言語の違いからコミュニケーションに困難を抱える外国人に対しても、支援の提供や支援制度、法的権利に関する知識が十分に提供されるサポートが必要です。

また、情報へのアクセスに困難を抱える障がい者の方々に対し、支援制度に関する情報へのアクセス確保のための特段の配慮が図られる必要があります。

さらに、特に困難な立場に立たされた人々の権利保障をはかるため、福祉、医療、法律の専門家、女性、子ども、障がい者等のニーズに基づく民間の専門家、臨床心理士、NGO のサポートを十分に活用することが求められます。

5) 当面、特に必要な措置

a) 子どもに対する教育と保育の環境を保障すること。

政府は子どもの教育を受ける権利を保障する責務を負っています(憲法 26 条、社会権規約)。新学期がまもなく始まるなか、立法、行政上、財政上の措置を必要な措置を講じて、被災した子どもが就学できる環境をつくるよう要請します。

また、保育が必要な子について、臨時の保育所の開設ができるように立法、行政上の措置を取り、保育サービス提供を実現するよう要請します。

⁴ UNHCR “Sexual Violence against Refugees- Guidelines on prevention and Response”
<http://www.unhcr.org/3b9cc26c4.html>

【国内避難民に関する指導原則第 23】は、義務教育を要する子どもに対する無償教育の実施を含む、避難状態にある子どもの教育の権利が保障される必要がある、とする。

b) 仮設住宅について

仮設住宅は災害救助法上政府・自治体の責務です。HRN は、希望すればすべての被災者が仮設住宅に入居できるよう、十分な措置をとることを要請します。

一方、「災害救助法」は応急仮設住宅の設置を定めていますが、告示によれば、仮設住宅建設のための拠出額は著しく低廉であり、これがすべての被災者の健康で文化的な最低限度の生活を送る権利(憲法 25 条)および社会権規約 11 条が求める居住の「相当な水準」を満たすとはいえず、拡充が必要です。また、特に、**障がい者、高齢者の方**の居住場所については、バリアフリー等のニーズに応え、利用の障害・障壁を撤廃した仮設住宅を建設するよう求めます。

6) 復興支援法制の検討- 被災者の社会権等の権利を充足するために

HRN はさらに、現行の災害法制が、被災者の復興のために十分でないことに懸念を有し、その見直しと拡充が必要と考えます。

例えば、「災害弔慰金法」は一家の主柱が死亡した場合金 500 万円、それ以外の死亡の場合金 250 万円を保障する枠組みとなっており、「被災者生活再建支援法」は、最大金 300 万円を世帯主に保障する仕組みになっていますが、建物の全壊、半壊により保障額が異なり、所有・賃貸の別により加算額も異なります。

こうした現行制度の枠組みが、すべての被災者の健康で文化的な最低限度の生活を送る権利(憲法 25 条)および社会権規約が要請する権利保障として十分なものであるか、平等原則に反しないか、さらにすべての被災者がすみやかに補償を受けられる仕組みとなっているかを、十分に検討し、より手厚い補償制度を構築するよう要請します。

さらに、今回の事態を受けて工場、農地、漁船等の生産手段を失った第一次、第二次産業従事者の生活の回復についても、補償の対象とされるよう要請します。

そして、今後の被災地の復興計画策定にあたっては、被災者が人間らしい生活を回復し、相応な水準の住居に居住する権利を実現できるよう、被災者の意見聴取と参加を十分に保障することが不可欠です。政府に対し、この機会を十分に保障するよう求めます。

【国内避難民に関する指導原則第28】は、従前の居住地への帰還および再定住に関し、避難をした人々は自由意思で選択する権利があるとしたうえで、「自らの帰還または再定住および再統合の計画策定および管理運営への国内避難民の完全な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである」としている。

2 原発事故に伴う周辺住民・労働者の人権を取り巻く問題について

1) 原発事故という事態を受けて

今回の地震・津波災害に基づく福島原子力発電所の事故により、周辺地域には大量の放射能がまき散らされ、人々の貴重な居住地域や生産拠点が高濃度に汚染されています。同原発は、未だに予断を許さない状況が続いており、放射能漏れがこれ以上続けば、市民の健康に深刻な影響を及ぼしかねません。

この事故は、一步間違えば人命が失われる大事故であり、周囲に深刻な環境汚染が広がり、住民は避難を余儀なくされ、広範な人々の健康権が危機にさらされています。また、十分な安全対策が取られないまま、労働者が被ばくし、今も多くの人が危険な作業を余儀なくされています。

今回の事態は、原子力がひとたび暴走すれば、いかに危険な事態が発生し、いかに深刻な被害を人々にもたらすか、重大な教訓を残しました。

国は、国内で生活するすべての市民に対し、生命に対する権利および「すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利」(社会権規約 12条、同条2項は、「この規約の締約国が前項の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。」として、「(b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善」を挙げる)、さらに居住の権利等を確保する責務があります。

こうした権利を深刻かつ広範に損なう危険性のある事態を漫然と放置することは許されません。

HRN は政府に対し、これ以上の事態の悪化を避けるため最大限の努力を求めるとともに、以下のことを要請します。

- ① 原発事故の状況と政府等の対応の正確な具体的情報を適宜・迅速に公開すること
- ② 原発事故の制御作業に携わる労働者の被ばくを防止するため、安全対策と監督体制を徹底し、最大限の配慮に努めること
- ③ 事故原因と情報をすべて公開し、徹底した事故原因の検証を行うこと
- ④ すべての原子力発電所の安全性を点検し、事故を起こす危険性のある原子力発電所を停止すること、地震多発地帯に原発を建設してきた政策を人権の観点から見直すこと

2) 周辺住民に対する保護と権利保障について

a) 避難命令を受けた人々

避難命令を受けて避難をしたすべての人々には、被災者として避難生活を送る人々と同等の人権保障がはからなければならない。

HRN は、国に対し、可能なすべての手段を使って、原発事故の影響で避難命令を受けた周辺住民が、生命に対する権利、居住、食糧、安全な水、衛生、医療、健康の権利に十分にアクセスできるよう必要な措置を尽くし、社会権を確保し、災

害救助法 23 条と同範囲の援助を行うよう、要請します。

b) 国が「自主避難」を求める地域の人々

「自主避難」勧告を受けた地域の住民はこれまで「屋内避難」を求められ、食糧を含む生活物資が不足し、居住、食糧、安全な水、衛生、医療、健康の権利に十分にアクセスできない状況が報じられてきました。国は、この地域に住む人々が放射能汚染による生命・健康の被害を受けるのを防ぐ義務、そして、生存に必要な基盤をなす食糧、水、医療、衛生、居住等の権利を他の被災者と区別なく保障する義務を負います。

移転先の確保と移転先における上記生存に必要な権利を国が全面的に保障すること、避難を望まない人に対しても生存に必要な基盤となる支援の供給を行うことを要請します。

そして、被災者に適用されるすべての支援制度の枠組みは、退避命令を受けた地域および「自主避難」勧告を受けた地域の住民にも提供されるように要請します。

c) 影響を受ける広範な住民に対して

被ばくや健康への影響を最小限に食い止めるため、影響を受けるすべての地域住民と自治体に対し、放射能汚染による危険性に関する正確な情報および内部被ばくに関する正確な知識を提供し、被ばく者の検出と治療に万全を期すよう求めます。

3) 復興・生活再建支援と補償について

今回の放射能漏れ事故により、市民・労働者は甚大な被害を被っています。

そして残念ながら、今後、生活の基盤となっている土地を放射能汚染により事実上奪われ、住居や生活手段を失う人、健康被害に苦しむ人が生じる危険性もあります。この事故が自然災害でなく人災であり、政府にはこの事故による人権侵害の拡大をできる限り回避するとともに、人権を奪われた人々に対し、人権を奪われた人々に対し十分な補償措置を講じる責務があります。

補償措置には、損害賠償のみならず、原状回復、被害者へのケア・リハビリテーション、明確な再発防止策の策定が含まれるべきです（自由権規約 2 条 3 項）。⁵

HRN は、

- ① 出来る限りの除染措置を講じて、人々の土地に対する権利を回復すること
- ② 放射能汚染の影響を受けるすべての地域について、危険性と汚染に関する正確な情報を継続的に住民に提供すること
- ③ 被ばくをした労働者および内部被ばく等により健康被害をこうむったすべての人に対し、十分な補償と長期にわたるケアを行うこと。

⁵ 自由権規約委員会一般的見解 31

<http://www.unhcr.ch/tbs/doc.nsf/0/58f5d4646e861359c1256ff600533f5f?Opendocument>

- ④ 避難を余儀なくされた住民、農漁業関係者等放射能漏れの影響で損害をこうむったすべての人、土地・住居・生産手段を奪われる事態が生じた、すべての人に対する十分な補償を行い、生活再建の支援を行うこと
- ⑤ そのために原子力損害の賠償に関する法律に必要な改正を行い、国による十分な補償を可能とすること
- ⑥ 原子力発電所周辺地域の人々に対し、いかなる差別からも保護し、そのために必要な措置を講じること

を求めます。

3 最後に

阪神淡路大震災の復興においても、仮設住宅での高齢の被災者の孤独死等の災害関連死があとをたたない等、人権の保障は大きな課題を残しました。

今回の被災の規模に鑑みれば、人権の視点の欠落はさらに深刻な事態をもたらす危険性があります。早いステージから始まり復興の全過程を通して、人権への配慮について留意することを政府に求めます。

HRN は、援助団体、被災者の方々からの意見聴取をもとに、復興の各ステージで人々が直面する課題について人権の保障が十分になされることをめざし、今後も政策提言を行っていく予定です。

Human Rights Now

<http://hrn.or.jp>

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

～ すべてのひとのかけがえのない人権のために～

東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 3 階

Tel 03-3835-2110

Fax 03-3834-2406

Email info@ngo-hrn.org

付属資料 1

「自然災害に際する人の保護に関する対応ガイドライン」⁶が指摘する、
被災者保護にあたり注意すべき項目

A. 人命、安全と身体の安全、家族関係の保護

- A.1 人命救助・避難
- A.2 家族離散の防止
- A.3 自然災害の二次的被害からの保護
- A.4 暴力からの保護(女性に対する暴力を含む)
- A.5 避難所、地域社会、受け入れ世帯の安全性確保
- A.6 遺骨・遺品等の処理

B. 食糧、健康、居住、健康に関する権利の保護

- B.1 人道支援物資およびサービスへのアクセス- 一般原則
- B.2 適切な食糧、水、衛生、住居、衣類、基礎的医療サービス、教育に関する物資の提供

C 住居、土地、財産、生計手段、中等・高等教育に関する権利

- C.1 住居、土地、財産と所有権
- C.2 応急仮設住宅、避難所、住居、そして立ち退き
- C.3 生計手段と仕事
- C.4 中等・高等教育

D 記録に関する権利、移動、家族関係の再構築、表現、見解、選挙に関する権利の保護

- D.1 記録
- D.2 移動の自由、とりわけ長期的視点に立った解決
- D.3 家族関係の再構築
- D.4 表現、集会、結社、信条の自由
- D.5 選挙権

追記 特定のグループの人々の保護

- 1 国内避難民
- 2 女性
- 3 子どもと青年
- 4 高齢者
- 5 障がい者
- 6 HIV ポジティブの状況で生活する人々
- 7 ひとり親世帯、子どもだけの世帯
- 8 民族的宗教的少数者、先住民

⁶ IASC Operational Guidelines on Protecting Persons in Situations of Natural Disasters
<http://www2.ohchr.org/english/issues/idp/docs/OperationalGuidelines.pdf>

国連 国内避難民に関する指導原則（抜粋）⁷

原則 1

1. 国内避難民は、十分平等に、自国において他の者が享受するものと同一の国際法および国内法上の権利および自由を享受する。国内避難民は、国内避難民であることを理由として、いかなる権利および自由の享受においても差別されてはならない。

原則 2

1. これらの原則は、自らの法的地位のいかんを問わず、すべての当局、集団および個人によって遵守されるものとし、また、いかなる不利な差別もすることなく適用されるものとする。これらの原則の遵守は、関係するいかなる当局、集団または個人の法的地位にも影響を及ぼすものではない。

2. これらの原則は、国際人権法もしくは国際人道法のいかなる文書の規定をも、または国内法により個人に与えられる権利を、制限し、変更または侵害するものと解釈してはならない。特に、これらの原則は、他国に庇護を求め、かつ、他国においてこれを享受する権利を害するものではない。

原則 3

1. 国家当局は、その管轄内にある国内避難民に対して保護および人道的援助を与える第一義的な義務および責任を負う。

2. 国内避難民は、国家当局に対して保護および人道的援助を要請し、かつ、国家当局からこれらを受ける権利を有する。国内避難民は、そのような要請を行うことにより迫害されまたは処罰されてはならない。

原則 4

1. これらの原則は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教もしくは信念、政治的もしくはその他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、法的もしくは社会的地位、年齢、障がい、財産、出生等のいかなる種類の差別または他のいかなる類似の基準による差別もすることなく適用されるものとする。

2. 児童（特に保護者のいない未成年者）、妊娠中の母親、幼い児童を持つ母親、女性世帯主、障がいのある者および高齢者等一部の国内避難民は、自らの状態が必要とする保護および援助ならびに自らの特別の必要を考慮した待遇を受ける権利を有する。

原則10

1. すべての人は、生命に対する固有の権利を有し、この権利は法によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。（以下、省略）。

⁷ この国連「国内避難民に関する指導原則」（抜粋）の訳は、GPID日本語版作成委員会（代表：墓田 桂氏）を参照させていただきました。

原則11

1. すべての人は、尊厳ならびに身体的、精神的および道徳的に健全であることに対する権利を有する。
2. 国内避難民は、自らの自由が制限されているか否かにかかわらず、特に次の行為から保護される。
 - (a) 強姦、身体の切断、拷問、残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰およびその他の個人の尊厳に対する侵害（例えば、ジェンダーに基づく暴力行為、強制売春およびあらゆる形態の強制わいせつ行為）（以下略）

原則14

1. すべての国内避難民は、移動の自由および居住選択の自由に対する権利を有する。
2. 特に、国内避難民は、キャンプまたはその他の居住地の内外を自由に移動する権利を有する。

原則16

1. すべての国内避難民は、行方不明の親族の消息および所在を知る権利を有する。
2. 関係当局は、行方不明であると報告された国内避難民の消息および所在を明確にするよう努めるものとし、また、この任務に従事する関連する国際的な組織に協力する。関係当局は、近親者に対して調査の進捗状況を伝達し、かつ、あるゆる結果を通知する。
3. 関係当局は、死亡者の遺体を収容しおよびその身元を特定し、その破損または切断を防止し、ならびに近親者への遺体の返還を容易にしままたは遺体を丁重に処理するよう努める。
4. 国内避難民の墓地は、すべての場合において、保護され、かつ、尊重されるべきである。国内避難民は、死亡した親族の墓地に立ち入る権利を有するべきである。

原則17

1. すべての人は、自らの家族生活を尊重される権利を有する。
2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、共にいることを希望する家族の構成員は、これが許可される。
3. 強制移動によって離散した家族は、できる限り速やかに再会が可能となるべきである。特に児童が関係する場合には、離散家族の再会を迅速に実現するため、すべての適切な措置がとられるものとする。責任当局は、家族による搜索を容易にするものとし、また、家族再会の任務に従事する人道的組織の活動を奨励し、かつ、これに協力する。
4. キャンプにおける収容または監禁によって個人の自由を制限された国内避難民の家族の構成員は、共にいる権利を有する。

原則18

1. すべての国内避難民は、適切な生活水準に対する権利を有する。
2. 管轄当局は、状況のいかんを問わず、かつ、差別することなく、少なくとも、国内避難民に対して次のものを与え、かつ、これらを安全に得ることを確保する。
 - (a) 不可欠の食糧および飲料水
 - (b) 基本的な避難所および住宅

(c) 適切な衣類

(d) 不可欠の医療サービスおよび衛生設備

3. これらの基本的な物資の計画策定および配給への女性の完全な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである。

原則19

1. 国内避難民で、すべての傷者、病者および障がいのある者は、最大限実行可能な限り、かつ、できる限り速やかに、医療上の理由以外のいかなる理由によっても差別されることなく、自らが必要とする医療上の看護および手当を受ける。国内避難民は、必要な場合には、心理学的および社会的サービスを利用することができる。

2. 女性が有する健康上の必要（リプロダクティブ・ヘルス等女性のための保健に関する提供者およびサービスを利用する機会ならびに性的およびその他の虐待の犠牲者のための適切なカウンセリングを受ける機会を含む。）に対して特別の配慮がなされるべきである。

3. 国内避難民の間における接触伝染病および感染症（エイズを含む。）の予防に対しても特別の配慮がなされるべきである。

原則20

1. すべての人は、すべての場所において、法の前に人として認められる権利を有する。

2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、関係当局は、国内避難民に対し、自らの法的権利の享受および行使に必要なすべての書類

（例えば、旅券、本人確認用の書類、出生証明書および婚姻証明書）を発行する。特に、当局は、新規書類の発行または強制移動の途中において紛失した書類の再発行について、これらまたはその他の必要書類を取得するために常居所がある地域に戻ることを要求する等の不合理な条件を課すことなく、容易なものとする。

3. 女性および男性は、それらの必要書類を取得する平等の権利を有し、かつ、自己の名義で必要書類の発行を受ける権利を有する。

原則21

1. 何人も、恣意的に財産および所有物を奪われない。

2. 国内避難民の財産および所有物は、特に次の行為から、すべての場合において、保護される。(以下省略)

3. 国内避難民が残置した財産および所有物は、破壊および恣意的かつ違法な没収、占拠または使用から保護されるべきである。

原則22

1. 国内避難民は、キャンプに居住しているか否かにかかわらず、自らの強制移動の結果として、次の権利の享受において差別されてはならない。

(a) 思想、良心、宗教または信念、意見および表現の自由に対する権利

(b) 雇用の機会を自由に求める権利および経済活動に参加する権利

(c) 自由に結社する権利および共同体の事項に平等に参加する権利

(d) 投票する権利ならびに政府および公共の事項に参加する権利（この権利の行使に必要な手段を与えられる権利を含む。）

(e) 自らが理解する言語で意思疎通を図る権利

原則23

1. すべての人は、教育を受ける権利を有する。
2. この権利を国内避難民にとって実効的なものとするため、関係当局は、国内避難民（特に避難民の児童）が教育を受けることを確保するものとし、その教育は初等段階において無償かつ義務的なものとする。教育は、国内避難民の文化的アイデンティティ、言語および宗教を尊重するべきである。
3. 教育プログラムへの女性および未成年の女性の完全かつ平等な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである。
4. 教育および訓練の施設については、条件が許す限り速やかに、キャンプに居住しているか否かにかかわらず国内避難民（特に未成年者および女性）にとって利用可能なものとする。

原則24

1. すべての人道的援助は、人道および公平性の諸原則に従い、かつ、差別することなく実施される。
2. 国内避難民に対する人道的援助は、特に政治的または軍事的理由のために転用されてはならない。

原則25

1. 国内避難民に対して人道的援助を与える第一義的な義務および責任は、国家当局に帰属する。
2. 国際的な人道的組織およびその他の適切な主体は、国内避難民を支援するために役務の提供を申し出る権利を有する。そのような申出は、非友好的な行為または国家の内政への介入と認められず、また、誠実に検討されるものとする。特に関係当局が必要とされる人道的援助を与える能力または意思を有しない場合には、その申出に対する同意は恣意的に保留されてはならない。
3. すべての関係当局は、人道的援助の自由な通行を許可しおよび容易にするものとし、人道的援助の提供に従事する者に対し、国内避難民への迅速なかつ妨げられることのない接触の機会を許可する。

原則27

1. 国際的な人道的組織およびその他の適切な主体は、援助を提供する場合には、国内避難民の保護上の必要および人権に妥当な考慮を払い、かつ、これに関して適切な措置をとるべきである。これらの組織および主体は、その際に、関連する国際的な基準および行動規範を尊重するべきである。
2. 前項は、保護の職務を有する国際的な組織の保護責任に影響を及ぼすものではなく、これらの組織の役務の提供が申し出されることまたはその役務が国家によって要請されることがある。

原則28

1. 管轄当局は、国内避難民が自らの意思によって、安全に、かつ、尊厳をもって自らの住居も

しくは常居所地に帰還することまたは自らの意思によって国内の他の場所に再定住することを可能にする条件を確立し、かつ、その手段を与える第一義的な義務および責任を負う。管轄当局は、帰還または再定住した国内避難民の再統合を容易にするよう努める。

2. 自らの帰還または再定住および再統合の計画策定および管理運営への国内避難民の完全な参加を確保するため、特別の努力がなされるべきである。

原則29

1. 自らの住居もしくは常居所地に帰還または国内の他の場所に再定住した国内避難民は、移動を強いられていた結果として差別されてはならない。

これらの国内避難民は、すべての段階における公共の事項に完全かつ平等に参加する権利を有するものとし、また、公共サービスを利用する平等の機会を有する。

2. 管轄当局は、帰還または再定住した国内避難民に対してこれらの国内避難民が強制移動の際に残置または奪われた自らの財産および所有物を可能な限り回復することを支援する義務および責任を負う。それらの財産および所有物の回復が不可能な場合には、管轄当局は、これらの国内避難民に対して適切な補償または他の形態の適正な賠償を与え、またはこれらを取得することを支援する。

原則30

すべての関係当局は、国際的な人道的組織およびその他の適切な主体に対し、それらの組織および主体のそれぞれの職務の遂行にあたり、国内避難民の帰還または再定住および再統合を支援するための国内避難民への迅速なかつ妨げられることのない接触の機会を許可しおよび容易にする。